

栃木県教育委員会定例会会議録

平成29年3月16日(木)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1番(教育長)	宇田	貞夫
2番	吉澤	慎太郎
3番	伏木	由佳子
4番	工藤	敬子
5番	陣内	雄次
6番	岡	直樹

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	金田	繁夫
教育次長	池田	聖
参事(高校再編推進担当)	丹羽	章泰
総合教育センター所長	軽部	幸治
総務課長	松崎	禎彦
施設課長	江連	隆
教職員課長	大島	政春
学校教育課長	宇梶	宏美
特別支援教育室長	中田	誠
生涯学習課長	猪瀬	清隆
スポーツ振興課長	田代	哲郎
文化財課長	平野	裕
健康福利課長	伊藤	満
総務主幹	伊澤	純一
人権教育室長	鈴木	恵治
児童生徒指導推進室長	赤羽	浩
学力向上推進室長	田村	一
世界遺産登録推進室長	羽瀬	修

3 午前9時30分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に3番伏木委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第4号議案、第5号議案及び第9号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について
教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (2) 平成28年度文部科学大臣優秀教職員表彰について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (3) スクールソーシャルワーカー活用ガイドブックについて
教育長から説明を求められ、児童生徒指導推進室長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委 員〕

- ・ とてもいいものが出来上がったと思う。是非、周知の徹底と活用促進に努めていただきたい。
- ・ スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）側のスキルアップはどのように考えているのか。

〔事務局〕

- ・ 今年度は、県のSSWがエリアスーパーバイザーとして、各市町で独自に配置しているSSWにアドバイスをするようにした。来年度は、県や市町のSSWが対応の難しい案件の相談、あるいは市町SSWの研修を行うスーパーバイザーということで、大学の先生にお願いすることになっている。
- ・ また、情報交換が非常に大きな研修となってくることから、各地区のSSW同士がいろいろな事例の報告を行う機会を年に数回持つようにしていきたいと考えている。

〔委 員〕

- ・ 素晴らしいSSWを育てて、是非、学校の力、そして子ども達の力になってもらえるように努めていただきたいと思う。

〔委 員〕

- ・ このガイドブックを配布する範囲を教えてください。

〔事務局〕

- ・ 県内の公立学校の全教諭、及び全SSWに配布する予定である。

〔委 員〕

- ・ ここにも様々なケースが掲載されているが、子ども達が抱える問題は表面的には一つに見えても、背景にはいろいろなことがある。その背景に全て対応していくためには、地域の資源をうまく活用していくことが大変重要である。学校の先生は異動することもあるので、地域に根付いているNPOなどのこのようなことに詳しくスキルを持った団体とうまく接点を持ちチームを作っていくことが重要となってくるが、これを使った研修など

の際には、この辺りも是非伝えていっていただきたい。

- 8 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 9 第1号議案 第二期県立高校再編計画案（特例校）について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 特例校として再来年度から2校がスタートすることになるが、地域との協議・説明を丁寧に進めていただきたい。

〔委員〕

- ・ 学校運営協議会が大変重要になってくると思う。地域の方々がどのように学校を支えるかということを考え、小さくとも光る学校として残っているように努力していただきたいと思う。

〔委員〕

- ・ 人口減少で学級数が減ってしまうことに関しては、教育委員会の中で話し合えることは限られていると思う。今後は、県として地方創生に絡めて教育をどう行っていくのか、地域がそれをどう受け止めるのかの調整になると思う。誰がイニシアチブを取るのか、縦割りの行政では、子どもの数が減って、学校が減っていく尻つぼみの未来しかない。栃木県の戦略として教育をどう存続させていくのか、教育委員会としてどう提言できるのか、地域の人達に理解を求めて、地域の人達がどれだけ本気で取り組んでいくのか、人口減で仕方なくこうなるということばかりでなく、プラスの前向きな働きかけというのも今後重要になると思う。

〔教育長〕

- ・ おっしゃるとおりであり、総合教育会議の場などで、知事部局にもきちんと伝えて、我々としてもできることをしっかりやっていくことが大切だと思う。

〔委員〕

- ・ 小規模校という方向性は、ある意味仕方ないと思う。国のいう「社会に開かれた教育課程」を作っていくときに、やはり地域と学校の関係性は重要であり、このような形で小規模であっても学校を残していく意義がそこにあるのかなと思う。
- ・ ただ、長期的な視点で、教育というものを捉え直す時期に来ており、例えば、大学教育では、全てインターネット上で授業を見られることから、大学で授業を受けることにはどのような意味があるのかということが問われる時代になっている。
- ・ 学校というものが、地域にあって、子ども達が集まってきて、先生がいる、という現在の教育の在り方というものが、長期的な視点で考えたときにどうなるか、ということを中心に議論する場がどこかに必要なのでは

ないか。そうしたときにひょっとしたらこの特例校という考え方はすごく最先端なのかも知れない。子ども達が少なくなってもきちんとそこにある、という意義が新しい教育の在り方という視点で見えてくるのであれば、最先端だということだが、今はまだ評価できない。よって、長期的な視点での議論をきちんとしていく必要があると強く思う。

〔委員〕

- ・ 栃木県は優秀で4～8学級という適正規模を長い間保ってきたわけだが、どんどん早めに小規模校を認めてきた県もいっぱいある。では、ただ小規模校を残せばよいかというところではなく、魅力ある特色ある学校でなくてはならないと思う。その学校の魅力というものを地域として創造していき、全国から子ども達が集まるような学校を目指していただきたい。
- ・ 日光明峰高校は2学級としても今年度の入試を見る限り、だいぶ少ない生徒しか見込めない。また、馬頭高校は普通科と水産科があり、那須高校は普通科とリゾート観光科があるが、一つの科は人気があり、もう一つの科はあまり人気がない。こういう高校の対応はどのように考えているのか。

〔事務局〕

- ・ 基本的には考え方は同じである。これらはもともと特色のある学校であり、学校運営協議会ができる際には、構成メンバーに関係者を入れるなど、こうした特色をさらに発揮し魅力度アップにつなげられるようにする必要があると考えている。

〔委員〕

- ・ ただ定員割れしているからとか人気がないからとかいう判断だけではなく、魅力あるものをどんどん伸ばせるようなしなやかな学校づくりを地域の人達と一緒にやっていくことが必要であろうし、先ほどもあったように、学校も、県も、地域も、学校はどうあるべきかと考える場が必要であると思う。

〔事務局〕

- ・ 現在、こちらの学校では、規模の大小もあるが、いろいろな方が既に学校に関わっていただいている。那須高校は、先日連携協議会が立ち上がり、馬頭高校は、馬頭高校を考える会がある。その他の学校でも何らかの形で組織が立ち上がりつつあり、地域の方と一体となった魅力ある学校づくりを県としても進めていきたいと考えている。

- 10 第2号議案 「栃木県教職員懲戒処分の基準」の一部改正について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 秘密漏えいに関して、学生や若い人はフェイスブックやツイッターでどんどん情報を出す時代であり、頭の中に入っている秘密に知り得た情報をいかようにも発信できてしまうことから、秘密を守ることが難しくなっている。それを考えると、新任の先生への研修などは、相当丁寧にしつこい

くらい繰り返しやるように取り組まないといけないと思う。

〔事務局〕

- ・ 御指摘の件については、こちらも同様の危惧をしており、既に初任者の研修等のシステムの中で取り扱っているところであるが、さらに充実したものとなるように取り組んで参りたいと考えている。

〔教育長〕

- ・ 教育公務員としての自覚を持てるように、広報、一知らせることが大切だと思うので、よろしくお願ひしたい。

〔委員〕

- ・ 情報セキュリティの面で、システムそのものの対策ができていなかったときには、学校長の責任となるのか、設置者の責任となるのか。

〔事務局〕

- ・ それなりの対応をする義務というのは、それぞれの学校側にあると思うが、それを示すのは教育委員会側にある。実際には、教育委員会側がいろいろな指示はしており、それぞれの学校の中にそれぞれの規定が設けられていて、その運用の上で対応していく状況になっている。それでも対策不十分と取られることが出てきてしまえば、設置者の責任も多少出てくると思われるが、一つ一つの状況を検証していく必要はある。

- 11 第3号議案 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 12 教育長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。
- 13 第6号議案 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正について
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 14 第7号議案 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 中1ギャップについて見聞きしたり、今後、小学校と中学校の連携や義務教育学校ができるという中であって、先生方の教えやすさということを考えて、このようなことが進展していくとよいと思う。

- 15 第8号議案 栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
第8号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 現状 7 6 単位の時間割を 7 4 単位とするということは考えていないのか。

〔事務局〕

- ・ 学悠館高校のように生徒が自主選択できる科目が揃っている学校はよいのだが、他の定時制高校は、月曜から金曜日までの 4 時限× 5 日間、ホームルームを除く 1 9 コマ× 4 単位で 7 6 単位、という時間割は崩せないと思う。

16 第 10 号議案 有形文化財の指定について

第 10 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ この文化財の絵馬の所有は野木神社ということだが、保管管理状況はどうなっているのか。盗まれる心配はないのか。

〔事務局〕

- ・ 簡単に外せるような作りや高さになっていない。

〔委員〕

- ・ 県の宝として後世に残すべく指定しようとするのだから、指定する際に所有者には保管管理をきちんとして持ち続けるように言うべきである。

〔事務局〕

- ・ そのように、指定の通知を渡す際には、よく話をしていきたいと思う。

17 教育長は、第 4 号議案、第 5 号議案及び第 9 号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

18 第 9 号議案 栃木県いじめ問題対策委員会委員の任命について

第 9 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

19 第 4 号議案 事務局等職員の人事について

第 4 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

20 第 5 号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について

第 5 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

21 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前 1 1 時 4 分、閉会した。